

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律案要綱

## 第一 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部改正

### 一 題名

題名を「エネルギーの使用の合理化に関する法律」から「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に変更するものとする。

### 二 目的

この法律の目的である燃料資源の有効な利用の確保に資するために講ずる措置を、エネルギーの使用の合理化に関する所要の措置、電気の需要の平準化に関する所要の措置、その他エネルギーの使用の合理化等を総合的に進めるために必要な措置等とすること。  
(第一条関係)

### 三 基本方針

基本方針に電気の需要の平準化に係る部分を加える等所要の規定の整備を行うこと。  
(第三条関係)

### 四 工場等に係る措置

主務大臣は、特定事業者が設置している工場等におけるエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不

十分であるとして、エネルギーの使用の合理化に関する計画を適切に実施すべき旨の指示に従わなかった場合のその旨の公表及び当該指示に従うべき旨の命令等をする場合においては、電気の需要の平準化を図るための指針に従って講じた措置の状況等を勘案するものとする。 (第五条、第十六条関係)

## 五 輸送に係る措置

国土交通大臣等は、特定貨物輸送事業者、特定荷主及び特定旅客輸送事業者による輸送に係るエネルギーの使用の合理化の状況が著しく不十分であるとして、エネルギーの使用の合理化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告及び命令等をする場合においては、輸送に係る電気の需要の平準化を図るための指針に従って講じた措置の状況等を勘案するものとする。

(第五十二条、第五十七条、第五十九条、第六十四条、第六十六条、第六十九条関係)

## 六 機械器具等に係る措置

### 1 機械器具に係る措置

(一) 経済産業大臣等は、特定関係機器 (エネルギー消費機器の部品として又は専らエネルギー消費機器とともに使用される機械器具であつて、当該エネルギー消費機器の使用に際し消費されるエネルギー

ギーの量に影響を及ぼすもののうち政令で定めるものをいう。以下同じ。) ごとに、エネルギー消費関係性能(関係機器に係るエネルギー消費機器のエネルギー消費性能に関する当該関係機器の性能をいう。以下同じ。)の向上に関し、特定関係機器の製造等の事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定めるものとし、当該事項については、エネルギー消費関係性能が最も優れている当該特定関係機器の性能、技術開発の将来の見通し等を勘案して定めるものとする。

(第七十八条関係)

(二) 経済産業大臣は、前項の判断の基準となるべき事項に照らしてエネルギー消費関係性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該特定関係機器の製造等の事業を行う者に対し勧告ができるものとし、勧告に従わなかったときは、その旨の公表及び勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

(第七十九条関係)

(三) 経済産業大臣は、特定関係機器ごとに、エネルギー消費関係性能に関し、特定関係機器の製造等の事業を行う者が表示すべき事項等を定め、当該者が表示すべき事項の表示をしていないと認めるときは勧告ができるものとし、勧告に従わなかったときは、その旨の公表及び勧告に係る措置をと

るべきことを命ずることが出来るものとする。

(第八十条、第八十一条関係)

## 2 熱損失防止建築材料に係る措置

- (一) 経済産業大臣は、特定熱損失防止建築材料（建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止の用に供される建築材料であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。）ごとに、熱の損失の防止のための性能の向上に関し、製造等の事業を行う者の判断の基準となるべき事項を定めるものとし、当該事項については、性能が最も優れている当該特定熱損失防止建築材料の性能、技術開発の将来の見通し等を勘案して定めるものとする。
- (第八十一条の三関係)

- (二) 経済産業大臣は、前項の判断の基準となるべき事項に照らして熱の損失の防止のための性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、当該特定熱損失防止建築材料の製造等の事業を行う者に対し勧告ができるものとし、勧告に従わなかつたときは、その旨の公表及び勧告に係る措置をとるべきことを命ずることが出来るものとする。
- (第八十一条の五関係)

- (三) 経済産業大臣は、特定熱損失防止建築材料ごとに、熱の損失の防止のための性能に関し、特定熱損失防止建築材料の製造等の事業を行う者が表示すべき事項等を定め、当該者が表示すべき事項の

表示をしていないと認めるときは勧告ができるものとし、勧告に従わなかったときは、その旨の公表及び勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるとすること。

(第八十一条の四、八十一条の五関係)

#### 七 電気事業者に係る措置

電気事業者は、その供給する電気を使用する者から、当該電気を使用する者に係る電気の使用の状況に関する情報として当該電気事業者が保有するものの開示を求められたときは、遅滞なく当該情報を開示しなければならないものとする。

(第八十一条の六関係)

#### 八 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

#### 第二 エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法の廃止

エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法を廃止するものとする。

### 第三 附則

一 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第二の規定は、平成二十五年三月三十一日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 この法律の施行に伴う所要の規定を設けること。

(附則第二条―第十三条関係)